仮設検査場の利用について

軽自動車検査協会岡山事務所では、昨年と同様に、繁忙期対策として「仮設検査場 (第四検査コース)」を第2駐車場に開設し、持込継続検査業務を実施いたしますので、よ ろしくお願いいたします。(下の地図参照)

記

◎ 仮設検査場の開設期間 令和4年2月1日(火)~令和4年3月25日(金)*令和4年3月28日(月)~令和4年3月31日(木)は閉鎖します。

検査業務内容

- ① 持込継続検査のみ(新規、構造等変更、限定検査証による検査は受けられません)
- ② 検査時間 9:00~15:30(本場と同じ4ラウンド制により実施、ただし、検査台数の状況 等により閉鎖します。)

窓口業務内容(併設窓口)

- ① 予約方法に変更ありません。(整備振興会の会員様は仮設検査場設定枠を利用して下さい。)なお、仮設検査場で確認・受付も可能です。
- ② 検査手数料、自動車重量税の納付
- ③ 仮設検査場で持込継続検査を実施した検査証、検査標章(ステッカー)の交付
- 注意事項 · 「高さが2メートルを越えるもの」「地上高を低くさせたもの(エアスポイラ等含)」 等の 車両、及び検査に不慣れな方への誘導等ご案内はできませんので、 本場の検査場において受検するようお願いいたします。
 - ・ 周辺道路は狭隘ですので、交通事故等にご注意のうえ来場をお願いいたします。
 - · 当日予約は受付できません。



♥ 軽自動車検査協会 岡山事務所